

第2次我孫子市手賀沼沿い農地活用計画

令和5年3月

我孫子市

目次

1. 目的と位置づけ.....	1
(1) 計画策定の目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画対象地域の設定.....	3
2. 現状と課題.....	5
(1) 計画対象地域における農業の現状と課題.....	5
(2) 地区ごとの農業の現状と課題.....	10
3. 活用計画.....	22
(1) 活用方針.....	22
(2) 計画の期間・目標.....	23
(3) 施策及び事業の展開.....	23
(4) 主要事業内容の実施地区及び事業推進スケジュール.....	25
(5) 計画推進の考え方.....	28
(6) 進捗の管理と評価.....	28

(注) 集計は、数値は原則として小数点第1位を、構成比は小数点第2位を四捨五入してある。したがって、数値、構成比の合計があわない場合がある。

1. 目的と位置づけ

(1) 計画策定の目的

本市の手賀沼沿いに位置する根戸新田、高野山新田・我孫子新田及び岡発戸新田の3地区の農地は、一定のまとまりがあるものの、手賀沼と市街地に囲まれ狭隘かつ閉鎖的な環境におかれているとともに、地区を分断する幹線道路の影響などにより、地区全体として排水が非常に悪い状態となっている。さらに、この3地区の農地の一部は、昭和21年から昭和43年に行われた国営手賀沼干拓土地改良事業の受益地とされているが、区画整理、排水施設、農道等の整備が行われておらず、用水施設も一部の農地が整備されているのみである。

このことから、3地区全体として、生産性が悪く販売作物の栽培も困難となっており、担い手・後継者が育たない状況にある。

3地区の農家を対象に行った農業経営等にかかる意向調査においても、自分の代までは営農を続けるという意向は示されているものの、将来にわたる農業経営の継続については多くの農家が不安を訴えている。

また、この3地区の農用地等は、農業振興地域整備計画において農用地区域に設定されており、非常に厳しい土地利用規制がかかっている。さらに、手賀沼沿いのこの3地区の農地は、農業基盤整備促進事業により一部用排水の整備を行ったが、全体としては、他の地区のような区画整理や用排水施設、農道などの基盤整備が行われている圃場条件とは違い、十分な基盤整備が行われていない条件のもとで、今後とも長期にわたって農地としての保全・活用が求められる、極めて不利な状況に置かれている。

一方で、この3地区の農地は、手賀沼や斜面林等と一体となった豊かな自然環境を形成しており、市の基本構想において、保全と共生することを基本とする区域に位置づけられている。観光振興計画策定のために行われた市民アンケート調査（平成24年度）においても、手賀沼周辺の農地は重要な自然景観（の一部）だと思うとの回答や、手賀沼周辺及び手賀沼周辺の農地・農業の保全・継承を行うべきだとする回答が数多く寄せられており、この結果からも、手賀沼周辺の農地は、自然環境の保全や良好な景観の形成などの重要な機能を発揮しているものと評価される。

このような状況から、これらの地区の農地を保全し、農地として継続して活用していくためには、特別な施策の展開と支援が必要となっている。

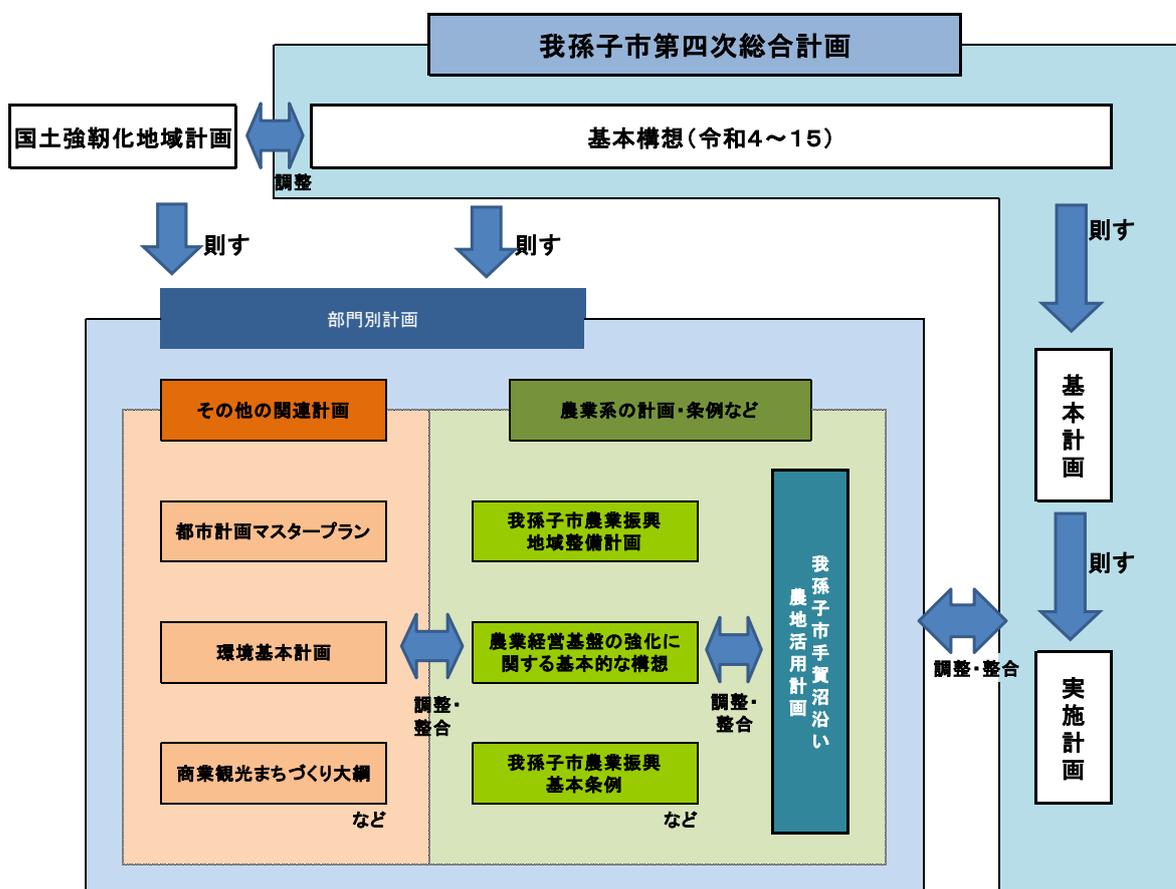
そこで、この3地区を対象に、本市の基本構想に則して、地域特性を生かした農地の保全・活用及び農業の振興を図ることを目的として「我孫子市手賀沼沿い農地活用計画」を更新するものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、第四次総合計画前期基本計画の「施策の展開内容」に位置づけられた「農業生産基盤の整備などによる生産性の向上を付加価値の創出、地産地消の推進、担い手の育成と確保などにより、農業の持続的な展開を図る」ことを目的に手賀沼沿い農地の保全活用が最大限図られるための支援事業として策定するものとする。

計画の策定においては、農業系の部門計画である「農業振興地域整備計画」や「農業経営の基盤の強化に関する基本的な構想」、並びに農業振興基本条例に基づく諸計画との整合を図るとともに、都市計画マスタープラン、環境基本計画、商業観光まちづくり大綱など、各種関連計画との調整・整合も図るものとする。

【我孫子市手賀沼沿い農地活用計画の位置づけ】

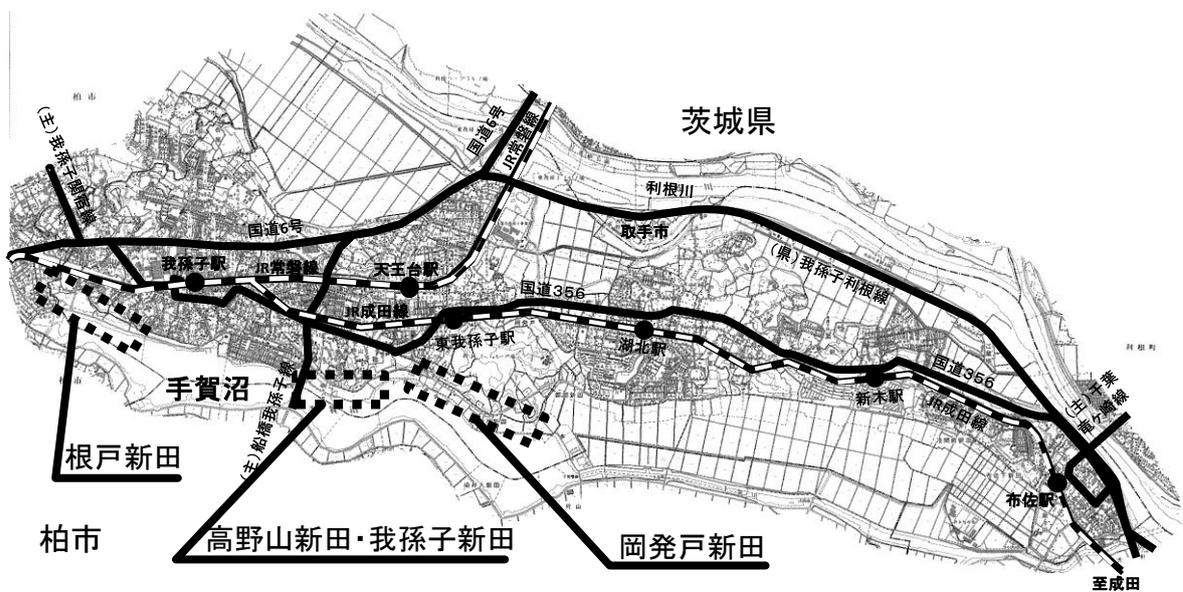


(3) 計画対象地域の設定

本計画の対象地域は、本市の農業振興地域整備計画で農用地区域に設定されている区域のうち、根戸新田、高野山新田・我孫子新田及び岡発戸新田の3地区の農用地区域とする。

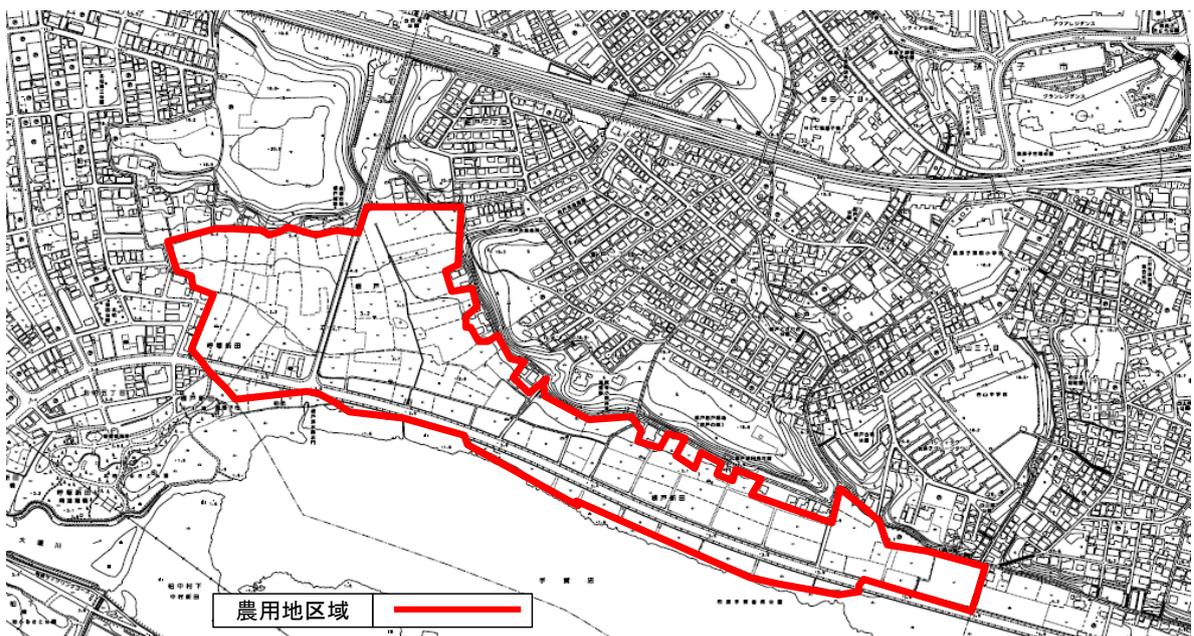
ただし、この3地区の農用地区域の周辺の土地、建物、施設等について、当該地域の農地の保全・活用と連携を図る必要の範囲において、対象地域に含むものとする。

【我孫子市手賀沼沿い農地活用計画の対象地域（全体図）】



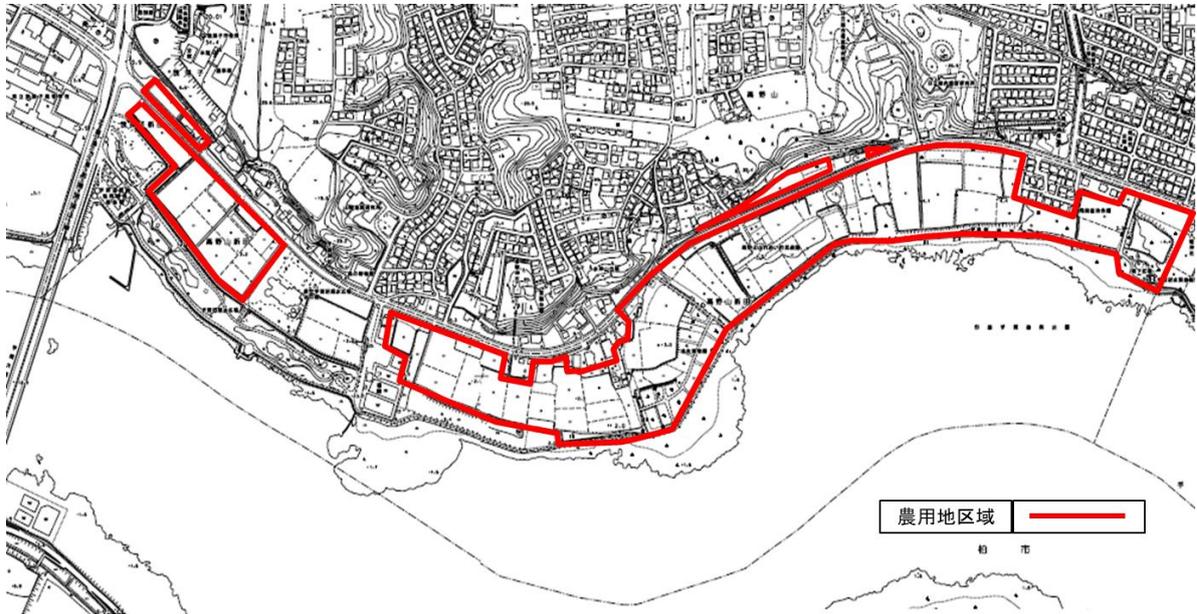
1) 根戸新田地区

根戸新田地区のエリアは、大字根戸・同根戸新田・同呼塚新田の土地にかかる農用地区域内の農用地等（約14.8ha）を基本とし、当該地区の農地の保全・活用と連携を図る必要がある手賀沼の水辺、後背地の斜面林、農家屋敷、道路・水路等の公共施設を含めるものとする。



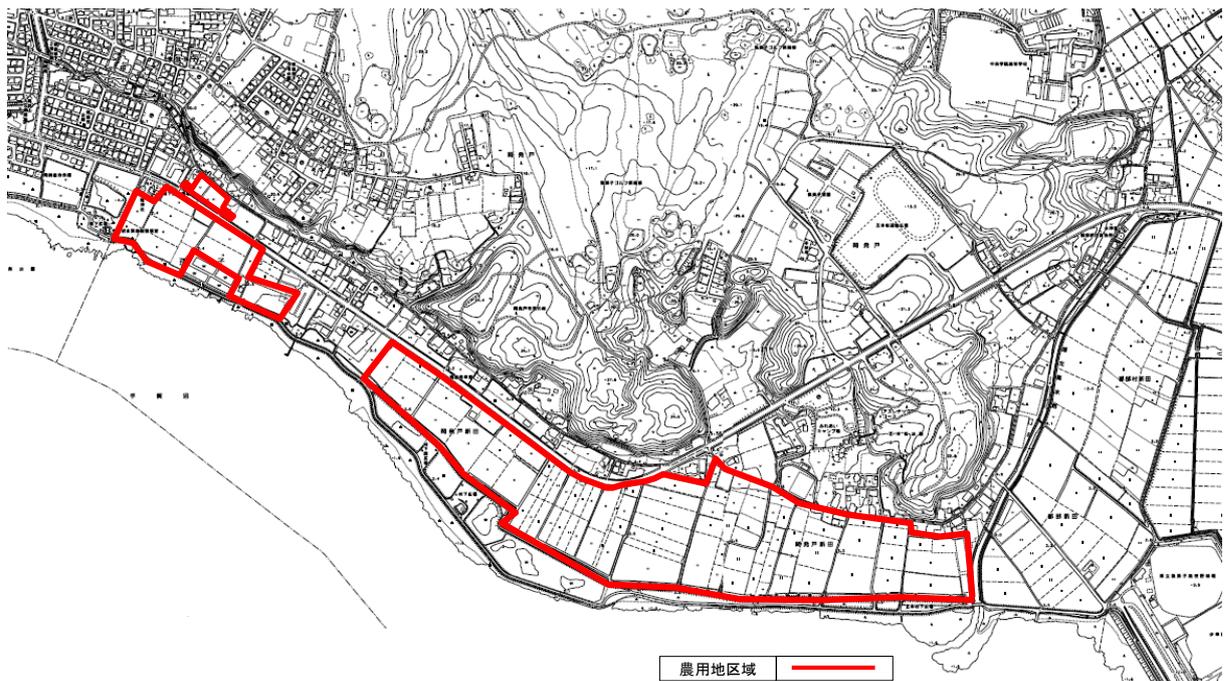
2) 高野山新田・我孫子新田地区

高野山新田・我孫子新田地区のエリアは、大字高野山新田・同我孫子新田の土地にかかる農用地区域内の農用地等（約 11.9ha）を基本とし、当該地区の農地の保全・活用と連携を図る必要がある手賀沼の水辺と漁業関係施設、後背地の斜面林、農家屋敷、道路・水路・水の館・鳥の博物館・公園・遊歩道等の公共施設を含めるものとする。



3) 岡発戸新田地区

岡発戸新田地区のエリアは、大字岡発戸新田の土地にかかる農用地区域内の農用地等（約 13.7ha）を基本とし、当該地区の農地の保全・活用と連携を図る必要がある手賀沼の水辺と漁業関連施設、後背地の斜面林、農家屋敷、揚水機場、道路・水路・遊歩道等の公共施設を含めるものとする。



2. 現状と課題

(1) 計画対象地域における農業の現状と課題

1) 現状

① 農用地等の面積と所有状況

計画対象地域の農用地等面積の合計は、40.4 ha で、うち販売農家が 73.3%、自給的農家が 12.8% 所有し、全体の 86.1% を農家が所有している。

地区別にみると、根戸新田地区が 14.8 ha で一番広く、岡発戸新田が 13.7 ha、高野山新田・我孫子新田が 11.9 ha となっている。販売農家の所有では、岡発戸新田、高野山新田・我孫子新田、根戸新田の順となっている。自給的農家と土地持ち非農家は、根戸新田地区に多い。

(単位: m²)

	合計	構成比	根戸新田	高野山新田 我孫子新田	岡発戸新田
1.販売農家	295,884	73.3%	82,746	97,338	115,800
2.自給的農家	52,081	12.8%	43,829	5,187	3,065
3.土地持ち非農家	49,639	12.2%	17,306	16,142	16,191
4.無回答	6,738	1.7%	4,175	332	2,231
合計	404,341	100.0%	148,056	118,999	137,286

② 農用地等の利用状況

計画対象地域の農用地等の利用状況をみると、水稻栽培が 23.8ha で全体の 58.8%、露地野菜栽培及び施設園芸を行っている畑作が 6.8 ha で全体の 16.8% となっている。田も畑も全体の約 10% を他に貸出している。

田・畑のうち、農家開設型ふれあい体験農園・観光農園、水生植物園、景観作物用圃場などに 4.5 ha が活用されている。

耕作放棄地は 2.1 ha で、全体の 5.3% となっている。

(単位: m²)

		全体			自分で耕作		貸与・生産委託	
		筆数	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
全 体	田(水稻)	315	237,645	58.8%	214,301	65.8%	23,344	29.6%
	畑(露地・施設栽培)	161	67,838	16.8%	61,667	18.9%	6,171	7.8%
	市民農園・観光農園	45	34,698	8.6%	0	0.0%	34,698	44.0%
	水生植物園	14	6,407	1.6%	0	0.0%	6,407	8.1%
	景観作物	6	4,330	1.1%	0	0.0%	4,330	5.5%
	耕作放棄地	23	21,267	5.3%	21,267	6.5%	0	0.0%
	その他	73	25,418	6.3%	21,506	6.6%	3,912	5.0%
	無回答	16	6,738	1.7%	6,738	2.1%	0	0.0%
	合計	653	404,341	100.0%	325,479	100.0%	78,861	100.0%

③ 基盤整備の状況と諸条件

計画対象地域は、農業基盤整備促進事業により一部用排水の整備を行っているが、全体としては、区画整理はもとより用排水・農道の整備などの農地基盤整備と言えるような整備がほとんど行われておらず、この地域での農業経営は、都市計画道路3・5・15号線により農地が分断されていることにより、交通量の多い道路を横断する事が危険となったことも含め、耕作条件や作業効率面で非常に不利な状況となっている。

作付け面では、水稻作では早場米の慣行栽培が主力で、一部で付加価値米としてレンゲ米の栽培が行われている。畑作としては、露地又は施設園芸により野菜の栽培が行われているが、産地といわれるような特色ある作物はなく、各農家が独自の販路を確保する中で工夫した作物が栽培されている。

④ 販売農家の状況

計画対象地域の農家のうち、販売農家は44戸で51.8%、自給的農家が12戸で14.1%、あわせて65.9%が農産物の生産・販売を行っている農家となっている一方、農業経営の実態のない土地持ち非農家が31.8%を占めている。

また、販売農家の中でも、本人や後継者が30～50歳代の専業農家はごく僅かで、大部分が、本人が60歳代以上で後継者のいない農家となっている。

(単位:戸)

	回答数	構成比	根戸新田	高野山新田 我孫子新田	岡発戸新田
1.販売農家	44	51.8%	10	18	16
2.自給的農家	12	14.1%	10	2	0
3.土地持ち非農家	27	31.8%	8	11	8
4.無回答	2	2.3%	1	0	1
合計	85	100.0%	29	31	25

⑤ 農用地等の今後の利用意向

農用地等の今後の利用の意向では、自分の代はできる限り営農を続けたいという農家が多いが、後継者不足からその後は営農継続が困難であるとする農家も多い。

田を所有している農家では、「拡大したい」という農家が持っている面積より「縮小したい・やめたい」とする農家が持っている面積が約2倍となっており、貸出や売却を想定しても、すべてをマッチングさせることは難しい。

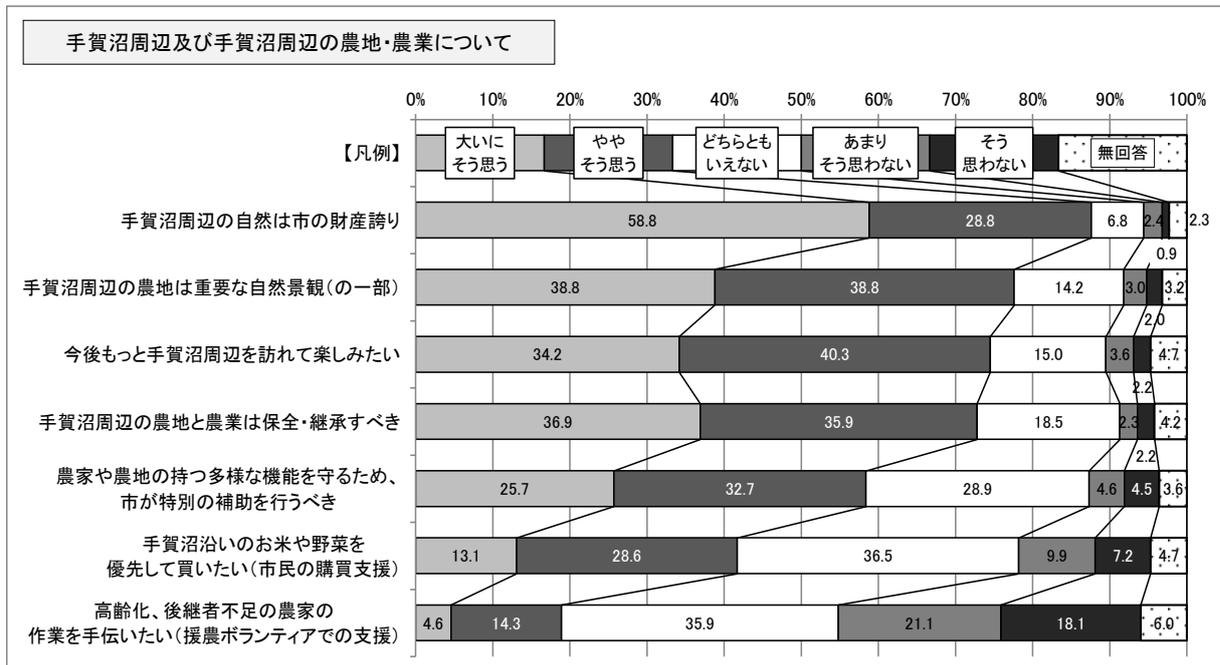
畑ではこれがさらに約3倍となっており、マッチングは田以上に厳しい。

計画対象地域の農家は、「基盤整備がほとんど行われていないため、販売目的で農業を行うことはきわめて困難である」としており、規模を拡大したい農家でも、自分の農地から地続きのところなら「借りたい・買いたい」という意向が聞かれるものの、そうでなければこの地域であえて「借りたい・買いたい」という意向は示されていない。

⑥ 手賀沼周辺の農地・農業に対する市民の評価と意向

市民に対して、手賀沼周辺及び手賀沼周辺の農地・農業についてたずねたところ、「そう思う（大いにそう思う＋ややそう思う）」の比率は、「手賀沼周辺の自然は市の財産誇り」が87.6%を占め最も高く、以下「手賀沼周辺の農地は重要な自然景観（の一部）」（77.6%）、「今後もっと手賀沼周辺を訪れて楽しみたい」（74.5%）、「手賀沼周辺の農地と農業は保全・継承すべき」（72.8%）、「農家や農地の持つ多様な機能を守るため、市が特別の補助を行うべき」（58.4%）となった。

一方で、「高齢化、後継者不足の農家の作業を手伝いたい（援農ボランティアでの支援）」は18.9%と低く、農地の保全・活用にかかる農作業への支援等についての参加機運を盛り上げていく必要性を示す数値となっている。



出典)我孫子市観光振興計画策定のための市民アンケート（平成24年8月実施）

2) 課題

① 農用地等の保全・活用

計画対象地域は、市の基本構想において、豊かな自然環境の保全と共生をすることを基本とする地域に位置づけられている。また、この地域の農用地等は、農業振興地域整備計画で農用地区域に設定され、非常に厳しい土地利用規制がかかっていることもあり、長期にわたって農用地等としての保全と活用が求められる。

しかし、計画対象地域においては、農業基盤整備促進事業により一部用排水の整備を行っているが、全体としては、区画整理はもとより用排水・農道の整備などの農地基盤整備と言えるような整備がほとんど行われておらず、担い手・後継者も育たない状況であることから、農家の意向として、自分の代までは営農を続けるという意欲は強いものの、将来にわたる持続的な農業経営が困難な状況になっている。

したがって、このような状況を踏まえた上で、農用地等としての保全・活用の施策が求められる。

② 排水対策等の基盤改良

計画対象地域において、農業基盤整備促進事業により一部用排水の整備を行っているが、全体としては、区画整理はもとより用排水・農道等の基盤整備がまともに行われておらず、地下水位の上昇、排水不良などから通常の作物栽培が困難な状況にある。農地としての活用を継続していくためには、所要の調査をもとにした排水対策が必要となっている。

また、用水その他の基盤整備についても、農地の実情等に合わせ、適切な支援を行っていく必要がある。

③ 農業者の負担軽減と所得向上への支援

農業経営にとってさまざまな困難を抱える計画対象地域において、農業者が農業を継続していくためには、可能な限り、負担軽減のための支援を行う必要がある。

レンゲ米などの付加価値米、環境に配慮した農産物の生産など付加価値の高い農業に取り組める条件にある農業者には、そのための支援を行いつつ、水稻栽培や露地野菜栽培など慣行の栽培管理をして農地の活用を行っている農業者に対しても、その取り組みを奨励し、継続を後押しする制度の導入が必要である。

また、手賀沼沿いの農地は、市街地に近接している条件をもっていることから、農家開設型の体験農園事業への取り組みも支援することが重要である。

④ 担い手・後継者等の確保と農地活用の受け皿づくり

農家の意向として自分の代までは、営農を続けるという意欲は強いものの、後継者がいないことから、将来にわたる持続的な農業経営が困難な状況になっている。

したがって、このような状況を踏まえた上で、計画対象地域の農家が営農できなくなったときのため、当該農家に代わって耕作を行い、農地活用を継続するための仕組みが必要である。

計画対象地域内の担い手・後継者の育成・確保はもとより、作業の共同化、集落営農組織づくり、他地区からの参入も含めた受け皿づくりが必要である。

⑤ 市民の理解・協力の増進と連携による農地保全

市民からは、手賀沼周辺の農地や景観の重要さは理解されているが、その保全のための事業への参加という面では、十分な取り組みが行われていない。

自然環境としても重要な機能を持つ農地を持続的に保全していくためには、農業者まかせではなく、市民参加で手賀沼沿い地区の農業を支え、協働してこれら農地を保全していく取り組みが必要である。

その手法としては、幅広いPR活動とともに、手賀沼沿い地区の農業と連携した地産地消の推進、援農ボランティアや耕作放棄地の管理など、市民が直接、営農に関係の深いところで関われる支援策が必要となってくる。

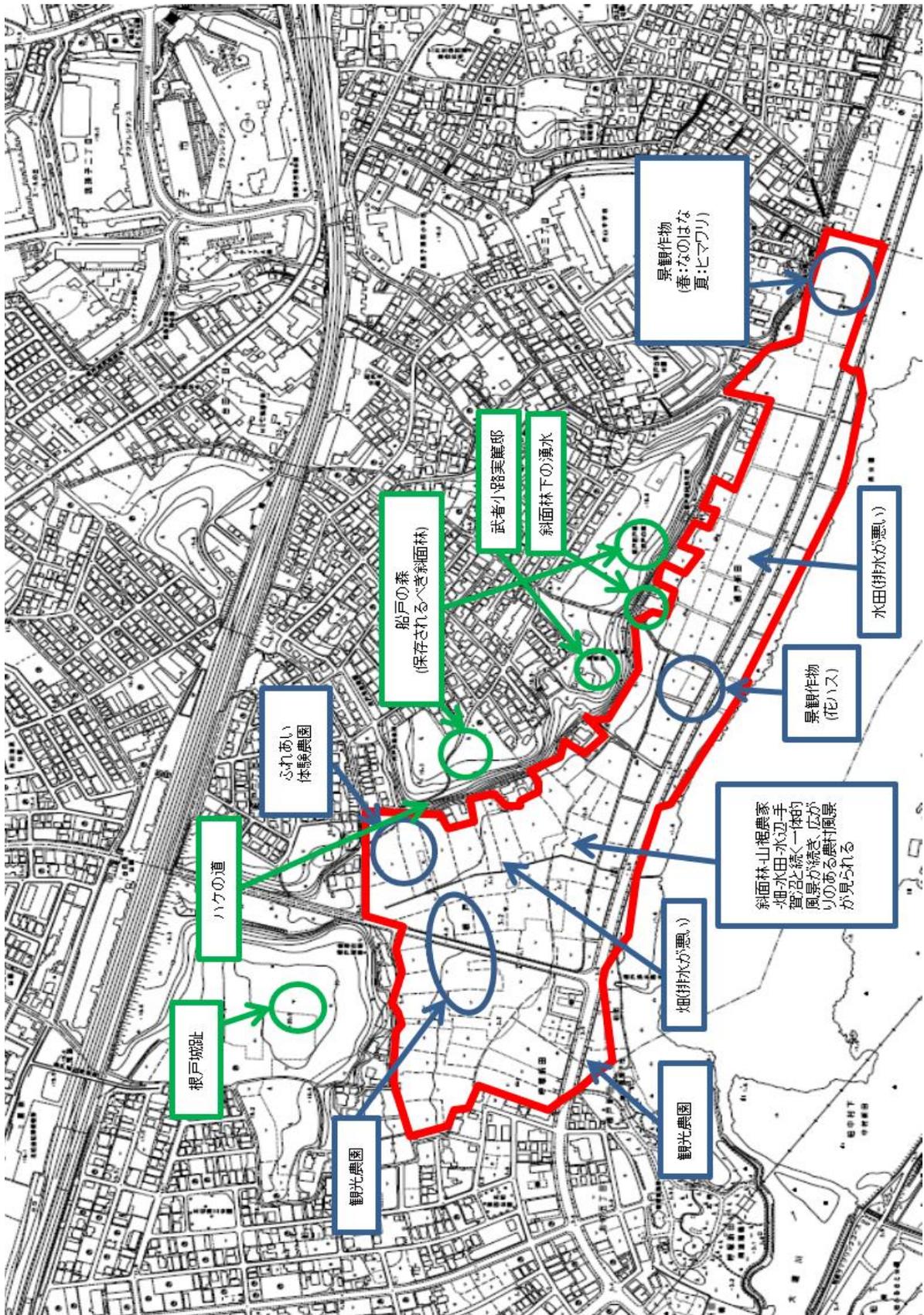
さらに、市民に本市の農業を身近に感じ、理解してもらうために、学校教育や生涯学習などで、「第2次心も身体も健康プラン」に示された本市農業を生かした食育プログラムへの参加を働きかけていく必要がある。

(2) 地区ごとの農業の現状と課題

1) 根戸新田地区

① 土地利用現況・農業の状況及び今後の意向

項目	内容
農地面積と所有状況	当該地区の対象地域の面積の合計は、14.8 ha で、うち販売農家が 55.9%、自給的農家が 29.6% 所有し、全体の 85.5% を農家が所有している。排水が悪く販売作物が作りづらいため、自家消費農家が他地区に比べて多いのが特徴となっている。
農地の利用状況	農地の利用状況をみると、水田が 4.2ha で全体の 28.3%、畑が 5.5ha で全体の 37.4% となり、他の 2 地区に比べ畑が多いのが特徴となっている。田も畑も全体の 10% 弱を貸出している。市民農園・観光農園、景観作物などの取り組みで 2.3 ha 活用されている。耕作放棄地は 1.7ha で、全体の 11.7% となっている。
就農状況	土地所有者の状況をみると、全 29 戸中、販売農家 10 戸で約 3 分の 1、自給的農家 10 戸をあわせて約 3 分の 2 が農家となっており、土地持ち非農家が 3 分の 1 を占めている。 農家の中でも、本人や後継者が 30～50 歳代の専業農家はごく僅かで、大部分が、本人あが 60 歳代以上で後継者のいない農家となっている。この地区は特に販売農家が減少しており、現在販売農家となっても高齢化・後継者難から自家消費農家へと変わっていく農家が増えるものと予想される。
農地の状況	農地の状況をみると、手賀沼沿いの都市計画道路 3・5・15 号線に沿った地域で稲作が行われ、斜面林下の集落に近い場所で畑作が行われている。農家開設型ふれあい体験農園・観光農園、景観作物は概ね畑作地帯で行われている。 圃場の基盤整備関係では、農業基盤整備促進事業により一部用排水の整備を行っているが、農地によっては、用排水施設の整備や区画整理事業などが行われていないことから、区画や形状、道や水路の利活用が、各農家が整備した旧来からの状態にある。加えて都市計画道路 3・5・15 号線の整備により、農地が分断され、交通量の多い道路を横断することが危険になったほか、特に排水機能の不良化により、耕作条件や作業効率面で非常に不利な状況となっている。 作付面では、水田では早場米の慣行栽培が主力で、畑作としては産地といわれるほど特色ある作物はなく、各農家が販路を確保する中で工夫した作物が栽培されている。
今後の農地利用の意向	農家の今後の土地利用の意向を見ると、自分の代はできる限り営農を続けたいという農家が多いが、後継者不足からその後は営農継続が困難とする農家も多い。 田を所有している農家では、「拡大したい」という農家はないが、「縮小したい・やめたい」とする農家がかかなりある。このような状況から、貸付や売却を想定しても、根戸新田地区内でマッチングさせることは難しい。畑も同様である。 農家の声を聞くと、「この地区は基盤整備が行われていないため、販売目的で農業を行うことはきわめて困難である」としており、規模を拡大したい農家でも、自分の農地から地続きのところなら「借りたい・買いたい」という意見が聞かれているが、それ以上の規模拡大は望んでいない。
根戸新田の地域資源	計画を構成していく上で重要な地域資源をみると、根戸城跡や武者小路実篤邸跡などがあげられるが、十分開放されているわけではないので、認知度が十分でない。これらは、農地の後背地の緑地等を形成するものでもあるので、一体的な位置付けが望ましい。 また、この地区の農地は、すでに体験農園、観光農園、景観作物の栽培など、市民向けにも活用され始めている。



② 農用地等の保全・活用の課題

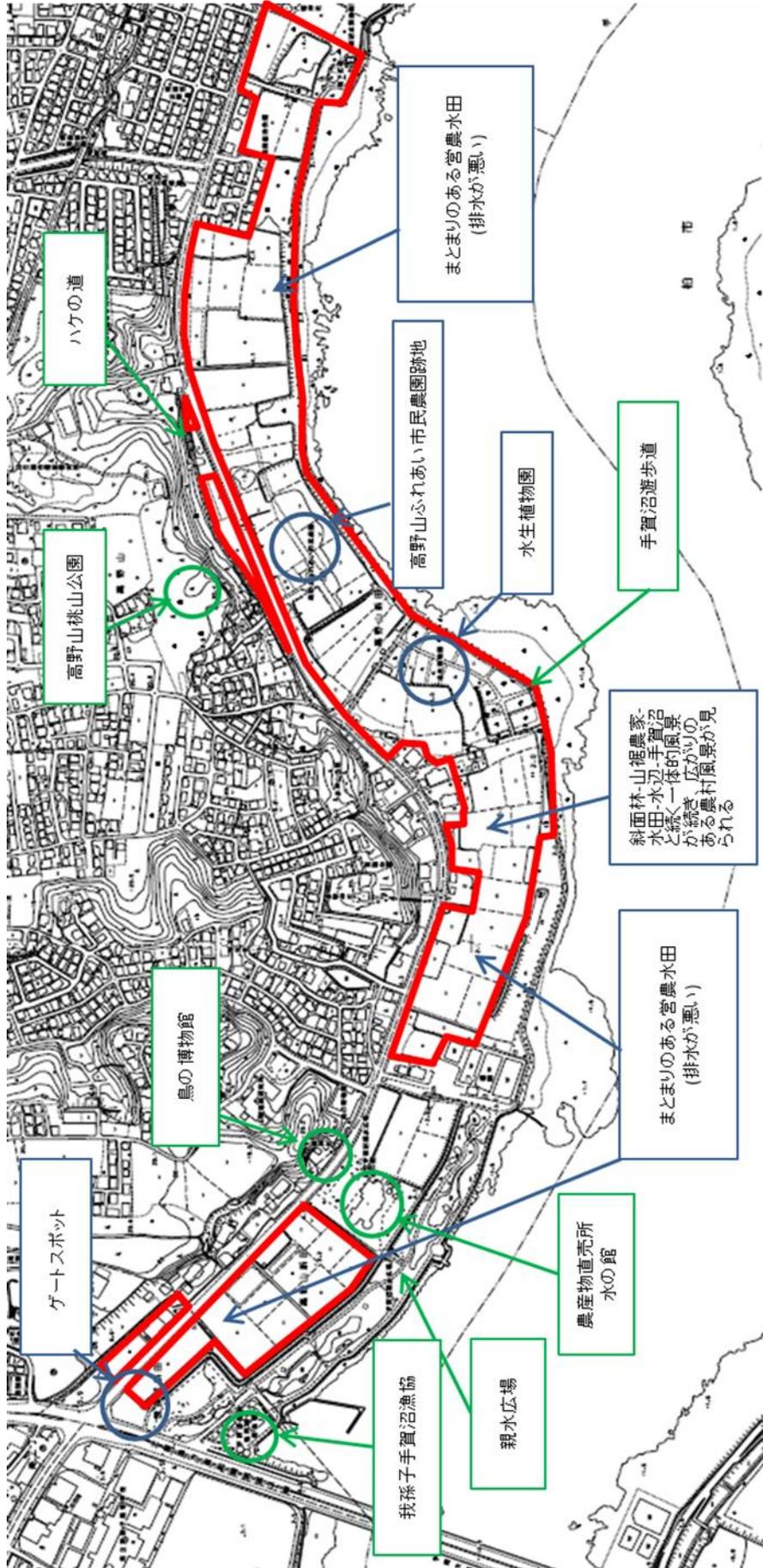
項 目	内 容
農地の保全活用	<p>区画整理はもとより用排水・農道等の基盤整備が行われておらず、担い手・後継者も育たない状況であることから、農家の意向として自分の代までは、営農を続けるという意欲は強いものの、将来にわたる持続的な農業経営は困難な状況になっている。</p> <p>一部農家では営農をやめて景観作物、体験農園、観光農園などに取り組んでいるところもある。</p> <p>この地区の農地は、斜面林－山裾農家－畑－水田－水辺－手賀沼の一体的な景観を形成していることから、引き続き保全・活用が図られる必要がある。</p> <p>市民は、この景観や自然が農家の営農により維持されていることを理解するとともに、現在の厳しい営農環境を理解して、積極的に保全に関わっていくことが求められている。</p>
排水対策等の基盤改良	<p>農地と手賀沼の間に整備された都市計画道路3・5・15号線の影響から、排水が非常に悪くなっている上に、農業基盤整備促進事業により一部用排水の整備を行った農地以外は、区画整理はもとより用排水・農道等の基盤整備が行われておらず、地下水位の上昇などから、多くの農地で通常の栽培では質の良い販売作物が生産できない状況にある。農地として継続活用するためには、最低限、排水対策が必要であるとともに、その他の基盤整備についても支援を検討していく必要がある。</p> <p>この地区の水田は、3地区の中でも特に、排水が悪いこと、区画も小さいことなどから大型機械の投入が困難であるほか、用水は井戸水が使われているなどのハンデがある。このハンデを克服し、営農を継続していくためには、現在一部作付けられているレンゲ米などの付加価値米の拡大など、新たな米作りを研究し、広げていくことが求められる。</p>
農業者の負担軽減と所得向上への支援	<p>後継者がなく、営農については自分の代までのことしか考えられないこと、基盤整備が行われていないため質の良い販売作物の栽培が難しいこと、中核になって農業を推進していく農家がないことなどから、共同化により規模を拡大していくことは困難である。そこで、共同化の働きかけを行いつつも、共同化が困難な農家については、単独で営農を続けることを前提に、支援策を検討する必要がある。</p> <p>一部では、後継者もあり、この地で営農を継続していきたいという農家もあるが、そのためには農業所得の向上を図る必要がある。あびこ農産物直売所あびこの充実、農産物の加工、6次産業化など販路の拡大を図る取り組みを検討していく必要がある。</p>
担い手・後継者の確保と農地活用の受け皿づくり	<p>農家の意向として自分の代までは、営農を続けるという意欲は強いものの、後継者がいないことから、将来にわたる持続的な農業経営が困難な状況になっている。</p> <p>したがって、このような状況を踏まえた上で、農家が営農できなくなったときのため、農家に代わって耕作を行い、営農継続を担保するための受け皿づくりが必要である。</p>

項 目	内 容
市民の理解・協力の増進と連携による農地保全	<p>この地区の農地は、手賀沼沿いにおいて、手賀沼の水辺や後背斜面林などとともに良好な自然環境を形成していることから、引き続き保全・活用が図られる必要がある。市民は、この景観や自然が農家の営農により維持されていることを理解するとともに、現在の厳しい営農環境を理解して、積極的に保全に関わっていくことが求められている。</p> <p>市民からは、手賀沼周辺の農地や景観の重要さは理解されており、農地や自然景観の保全のために、市の支援策や市民参加により農地を保全していく方法を考えていく必要がある。</p> <p>まず、農作物を購入してもらうための地産地消の推進や、これからは、援農ボランティアをはじめ多様な市民活動の支援による耕作の継続、耕作放棄地の管理など、市民が直接、営農に関係の深いところで関われる支援策が必要となってくる。</p> <p>また、教育、福祉、レクリエーション、憩いといった農業の多面的な機能についても理解を深めていく必要がある。</p>

2) 高野山新田・我孫子新田地区

① 土地利用現況・農業の状況及び今後の意向

項目	内容
農地面積と所有状況	当該地区の対象地域の面積の合計は、11.9 ha で、うち販売農家が 81.8%、自給的農家が 4.4%所有し、全体の 86.2%と大部分を農家が所有している。
農地の利用状況	農地の利用状況をみると、水田が 7.7 ha で全体の 64.9%、畑が 0.3 ha で全体の 2.5%となっている。景観作物などの取り組みで 2.2 ha (18.5%)活用されている。耕作放棄地は 0.1 ha で、全体の 0.9%にとどまっている。
就農状況	土地所有者の状況をみると、全 31 戸中、販売農家は 18 戸で過半数、自給的農家が 2 戸であわせて約 3 分の 2 が農家となっており、土地持ち非農家が 3 分の 1 を占めている。
農地の状況	<p>農地の状況をみると、手賀沼に沿った地域で稲作が行われ、斜面林の下の集落に近い場所で畑作が行われている。また、市民農園跡地や水生植物園が立地するほか、周辺には水の館、鳥の博物館、高野山桃山公園など公共施設も立地している。</p> <p>圃場の基盤整備関係では、用排水施設の整備や区画整理事業などが行われていないことから、区画や形状、道や水路の利活用が、各農家が整備した旧来からの状態にある。加えて、都市計画道路 3・5・15 号線の整備により農地が分断され、交通量の多い道路を横断することが危険になったほか、特に排水機能の不良化により、耕作条件や作業効率面で非常に不利な状況となっている。</p> <p>作付面では、水田では早場米の慣行栽培が主力で、ごく一部付加価値米としてレンゲ米の生産が行われている。畑作としては、産地といわれるほど特色ある作物はなく、各農家が販路を確保する中で工夫した作物が栽培されている。</p>
今後の農地利用の意向	田を所有している農家では、「拡大したい」という農家が持っている面積と「縮小したい・やめたい」とする農家が持っている面積がほぼ同じとなっている。しかし、農家の声を聞くと、「この地区は基盤整備が行われていないため、販売目的で農業を行うことはきわめて困難である」としており、規模を拡大したい農家でも、自分の農地から地続きのところなら「借りたい・買いたい」あるいは「基盤整備のもっと整った市内の他地区で確保したい」という意見が聞かれている。
高野山新田・我孫子新田地区の地域資源	<p>高野山新田地区には、あびこ農産物直売所あびこんや水の館、鳥の博物館などの施設、高野山桃山公園、手賀沼親水広場などの公園・緑地、さらに、市民農園跡地、水生植物園など園地を含め、公益的な施設などが集中して立地している。</p> <p>また、この地区に隣接する旧我孫子新田周辺地区には、白樺文学館、志賀直哉邸跡、杉村楚人冠記念館など白樺派関係の施設や、交流拠点の入り口と位置づけられるゲートスポット、我孫子手賀沼漁協などの施設がある。</p> <p>このように、この地区は、農業的な施設の他にも都市住民向けの施設が集積しており、これらのネットワーク化を図ることにより、より大きな交流拠点となる可能性を秘めている。</p>



② 農用地等の保全・活用の課題

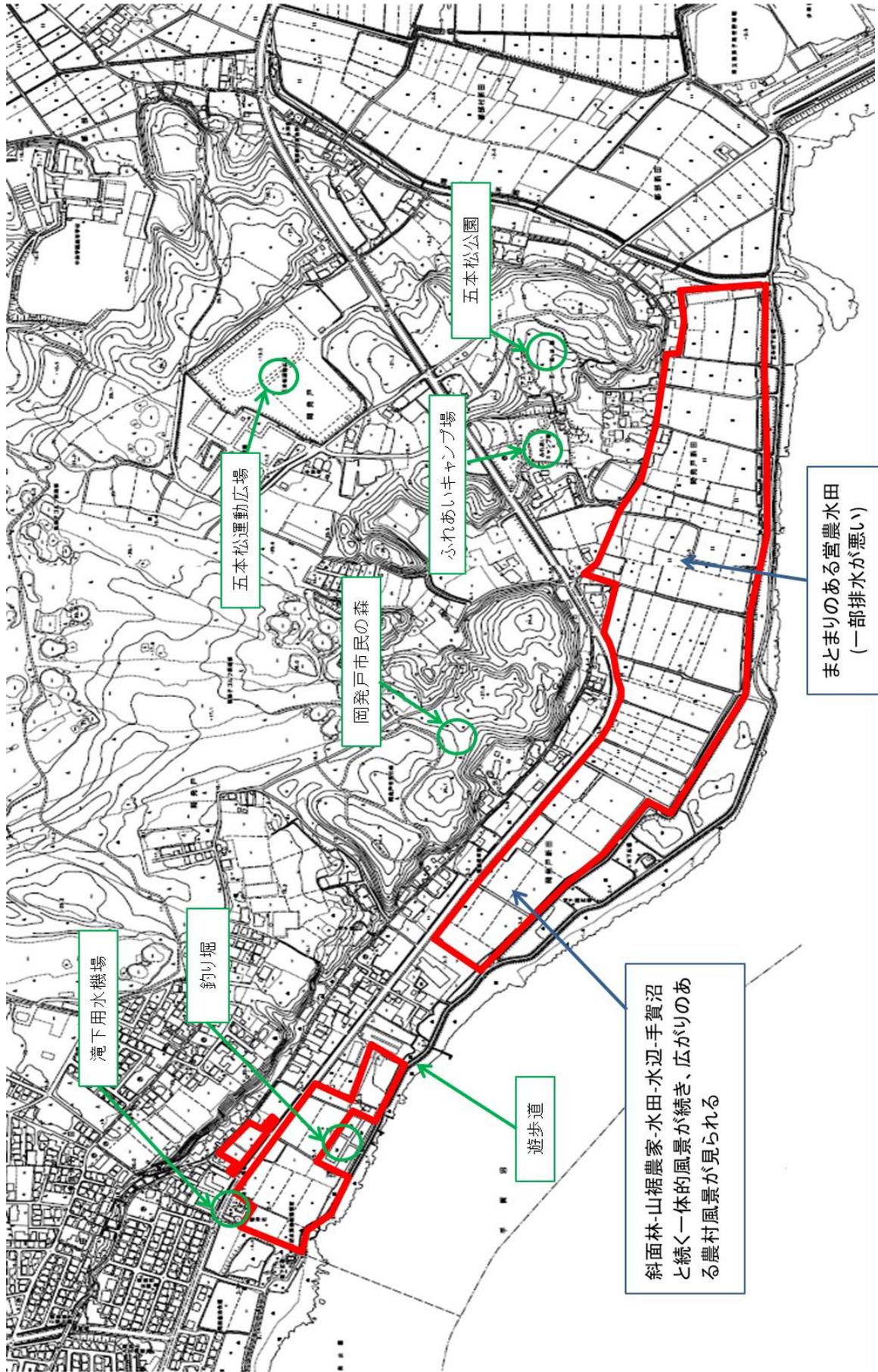
項 目	内 容
農地の保全活用	<p>区画整理はもとより用排水・農道等の基盤整備が行われておらず、担い手・後継者も育たない状況であることから、農家の意向として自分の代までは、営農を続けるという意欲は強いものの、後継者がいる僅かな世帯を除いては、将来にわたる持続的な農業経営が困難な状況になっている。したがって、このような状況を踏まえた上で、農地としての活用方策の検討が求められる。</p>
排水対策等の基盤改良	<p>排水が非常に悪くなっている上に、区画整理はもとより排水・農道等の基盤整備が行われておらず、通常の栽培では質の良い販売作物が生産できない状況にある。農地として継続して活用するためには、最低限、排水対策が必要であるとともに、その他の基盤整備についても支援を検討していく必要がある。</p>
農業者の負担軽減と所得向上への支援	<p>水稲作の比率が高いことから、農地を保全・維持していくためには、稲作への支援が重要である。一般的には、水田の維持保全策としては、農地所有適格法人化や大規模化が考えられるが、水田は基盤整備が行われていないため、排水が悪いほか、大型機械化も図りにくいなど、大規模化をしても、生産効率を上げづらい状況にあるので、別の取り組みが必要である。</p> <p>ハンデを克服し、営農を継続していくためには、現在、一部で取り組まれている付加価値米の栽培の普及も重要である。水稲の振興に加え、環境の保全にも貢献するものであるため、ブランド力の向上などにより、直売所等での市民への販売拡大に結び付けていくことが必要である。</p> <p>後継者もあり、この地で営農を継続していきたいという農家もあるが、そのためには農業所得の向上を図る必要がある。あびこ農産物直売所「あびこん」の充実、農産物の加工、6次産業化など販路の拡大を図る取り組みを検討していく必要がある。</p>
担い手・後継者の確保と農地活用の受け皿づくり	<p>後継者が少なく、営農については自分の代までのことしか考えられないこと、基盤整備が行われていないため質の良い販売作物の栽培が難しいことなどから、共同化により規模を拡大し、効率を上げていく取り組みに意欲を見せる農家は一部である。また、地区内で規模を拡大したい意向を持つ農家でも、自分の農地の隣接地の購入を想定する程度で、それ以上の大規模化は望んでいない。そこで、共同化の取り組みを進めつつも、共同化が困難な農家についても、単独で営農を続けることを前提に、支援策を検討する必要がある。</p> <p>農家の意向として自分の代までは、営農を続けるという意欲は強いものの、後継者がいないことから、将来にわたる持続的な農業経営が困難な状況になっている。したがって、このような状況を踏まえた上で、農家が営農できなくなったときのため、農家に代わって耕作を行い、営農継続を担保するための受け皿づくりが必要である。</p>
市民の理解・協力の増進と連携による農地保全	<p>この地区の農地は、手賀沼沿いであって、手賀沼の水辺や後背斜面林などとともにより良好な自然環境を形成していることから、引き続き保全・活用が図られる必要がある。市民は、この景観や自然が農家の営農により維持されていることを理解するとともに、現在の厳しい営農環境を理解して、積極的に保全に関わっていくことが求められている。</p>

項 目	内 容
市民の理解・協力の増進と連携による農地保全(続き)	<p>市民からは、手賀沼周辺の農地や景観の重要さは理解されており、農地や自然景観の保全のために、市の支援策や市民参加により農地を保全していく方法も考えていく必要がある。これからは、援農ボランティアをはじめ多様な市民活動の支援による耕作の継続、耕作放棄地の管理など、市民が直接、営農に関係の深いところで関われる支援策が必要となってくる。</p> <p>また、地区内のあびこ農産物直売所あびこん、水の館、鳥の博物館、市民農園跡地、水生植物園、高野山桃山公園などの公共施設群、水辺や緑は、連携すれば市民の憩いの場となるが、まだ、十分機能しておらず、交流人口の増加に結びついていないため、ネットワーク化を図ることが重要である。</p> <p>また、教育、福祉、レクリエーション、憩いといった農業の多面的な機能についても理解を深めていく必要がある。</p>

3) 岡発戸新田地区

① 土地利用現況・農業の状況及び今後の意向

項 目	内 容
農地面積と所有状況	当該地区の対象地域の面積の合計は、13.7 ha で、うち販売農家が 84.3%、自給的農家が 2.2%所有し、全体の 86.5%と大部分を農家が所有している。土地持ち非農家は 11.8%にとどまる。
農地の利用状況	農地の利用状況をみると、水田が 11.9 ha で全体の 86.3%、畑が 0.9 ha で全体の 6.9%となり、高野山新田・我孫子新田と比べても水田が多いのが特徴となっている。田・畑とも全体の 15%程度を貸付けしている。市民農園・観光農園、景観作物などの取り組みは行われていない。耕作放棄地は 0.3 ha で、全体の 2.1%と僅かである。
就農状況	土地所有者の状況をみると、全 25 戸中、販売農家 16 戸で約 3 分の 2、自給的農家はなく、土地持ち非農家が 3 分の 1 を占めている。 農家の中でも、本人や後継者が 30～50 歳代の専業農家はごく僅かで、本人が 60 歳代以上で後継者のいない農家が多くなっている。
農地の状況	農地の状況をみると、全体的に水田となっており、集落に近い場所で畑作が若干行われている。畑作では、施設栽培を行っているところが多い。また、体験農園、観光農園、景観作物は行われてない。 圃場の基盤整備関係では、用水は整備されているものの、農業基盤整備促進事業により一部排水の整備を行っているが、農地によっては、排水施設の整備や区画整理事業などが行われていないことから、区画や形状、道や水路の利活用が、各農家が整備した旧来からの状態にある。
今後の農地利用の意向	農家の今後の土地利用の意向を見ると、自分の代はできる限り営農を続けたいという農家が多いが、後継者不足からその後は営農継続が困難とする農家も多い。 田を所有している農家では、「拡大したい」という農家は少なく、「縮小したい・やめたい」とする農家が持っている面積がかなりある。このような状況から、貸付や売却を想定しても、マッチングさせることは難しい。農家の声を聞くと、「この地区は基盤整備が行われていないため、販売目的で農業を行うことはきわめて困難である」としており、規模を拡大したい農家でも、自分の農地から地続きのところなら「借りたい・買いたい」という意見が聞かれているが、それ以上の規模拡大は望んでいない。
岡発戸新田の地域資源	計画を構成していく上で重要な、岡発戸新田周辺における地域資源をみると、五本松公園、岡発戸市民の森など、緑豊かな公園が多く立地している。また五本松運動広場、我孫子市少年野球場、ふれあいキャンプ場などスポーツ・野外活動関係の施設も多い。



② 農用地等の保全・活用の課題

項 目	内 容
農地の保全活用	<p>区画整理及び農道等の基盤整備が行われておらず、担い手・後継者も育たない状況であることから、農家の意向として自分の代までは営農を続けるという意欲は強いものの、将来にわたる持続的な農業経営が困難な状況になっている。したがって、このような状況を踏まえた上で、農地としての活用方策の検討が求められる。</p>
排水対策等の基盤改良	<p>区画整理及び農道等の基盤整備が行われておらず、排水も一部整備がされてないため、通常の栽培では質の良い販売作物が生産できない状況にある。農地として継続活用するためには、最低限、排水対策が必要であるととも、その他の基盤整備についても支援を検討していく必要がある。</p>
農業者の負担軽減と所得向上への支援	<p>水稲作の比率が高いことから、手賀沼周辺の水利を生かして水田農業を中心に発展してきた。したがってこの地区の農業を保全・維持していくためには、稲作が重要である。後継者もあり、この地で営農を継続していきたいという農家もあるが、そのためには農業所得の向上を図る必要がある。あびこ農産物直売所「あびこん」の充実、農産物の加工、6次産業化など販路の拡大を図る取り組みを検討していく必要がある。</p>
担い手・後継者の確保と農地活用の受け皿づくり	<p>後継者が少なく、営農については自分の代までのことしか考えられないこと、基盤整備が行われていないため質の良い販売作物の栽培が難しいことなどから、共同化により規模を拡大し、効率を上げていく取り組みに意欲を見せる農家は少ない。また、地区内で規模を拡大したい意向を持つ農家でも、自分の農地の隣接地の購入を想定する程度で、それ以上の大規模化は望んでいない。そこで、共同化の取り組みを進めつつも、共同化が困難な農家についても、単独で営農を続けることを前提に、支援策を検討する必要がある。</p> <p>農家の意向として自分の代までは、営農を続けるという意欲は強いものの、後継者が少ないことから、将来にわたる持続的な農業経営が困難な状況になっている。したがって、このような状況を踏まえた上で、農家が営農できなくなったときのため、農家に代わって耕作を行い、営農継続を担保するための受け皿づくりが必要である。</p>

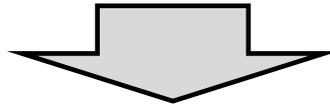
項 目	内 容
市民の理解・協力の増進と連携による農地保全	<p>この地区の農地は、手賀沼沿いにおいて、手賀沼の水辺や後背斜面林などとともに良好な自然環境を形成していることから、引き続き保全・活用が図られる必要がある。市民は、この景観や自然が農家の営農により維持されていることを理解するとともに、現在の厳しい営農環境を理解して、積極的に保全に関わっていくことが求められている。</p> <p>市民からは、手賀沼周辺の農地や景観の重要さは理解されており、農地や自然景観の保全のために、市の支援策や市民参加により農地を保全していく方法も考えていく必要がある。まず、農作物を購入してもらうための地産地消の推進、特に、農産物直売所の充実に加え、これからは、援農ボランティアをはじめ多様な市民活動の支援による耕作の継続、耕作放棄地の管理など、市民が直接、営農に関係の深いところで関われる支援策が必要となってくる。</p> <p>また、教育、福祉、レクリエーション、憩いといった農業の多面的な機能についても理解を深めていく必要がある。</p>

3. 活用計画

(1) 活用方針

計画対象地域における農業の現状と課題をふまえ地区共通の活用方針と地区別の活用方針を下記のとおり設定する。

地区共通の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・根戸新田から岡発戸新田に至る手賀沼沿いの農地は、手賀沼や斜面林等と一体となった豊かな農村自然環境を形成しており、市民にとっての大切な財産であることから、豊かな自然環境の保全と共生をしていく地域とする。 ・営農を続けたい農業者に対して、様々な支援メニューを用意し、営農を続けられる環境を整える。その際、農地の所有者の意向を十分反映していくこととする。 ・農家による営農が困難になったときのために、農地を活用し、耕作を継続させるための受け皿、担い手を整備する。 ・市民も手賀沼沿い農地の活用のあり方を共に考え、「農」を通した様々な取り組みを実践する場として位置づけ、農家と都市住民による新たな共生の仕組みを構築する。 ・前計画で取り組んだ事業のうち、農地の所有者が引き続き実施を希望される事業については、できる限り継続できるようにする。



地区別方針		
根戸新田地区	高野山新田・我孫子新田地区	岡発戸新田地区
<ul style="list-style-type: none"> ・排水対策を実施するとともに、各農家が実施する基盤整備対策を支援していく。 ・農家単独あるいは共同による営農の継続を支援していく。 ・営農が困難となったときに農家に代わって耕作を継続するための担い手、受け皿を整備していく。 ・前計画で実施した事業を継続したい場合は、支援を継続する。 ・斜面林のある農村景観や歴史的資源を活かし、都市住民や市民との交流を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水対策を実施するとともに、各農家が実施する基盤整備対策を支援していく。 ・水田を中心とした農地の保全をはかるとともに、地域農業の維持をはかっていく。 ・市街地に近接する貴重な農地やそれを含む本市の自然環境を、農業者と市民が協力して保全していく。 ・環境学習施設等の集積を活用して、農と自然にふれあう機会の創出をはかるとともに、都心から我孫子への玄関口の立地を活用し、広域的魅力を備えた農業拠点施設を中心に活用していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水対策を実施するとともに、各農家が実施する基盤整備対策を支援していく。 ・豊かな自然を育む、持続可能な農業を支援していく。 ・森と自然、水辺にはさまれた水田景観を残していく。

(2) 計画の期間・目標

計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、必要に応じ見直しを行うものとする。

計画目標は、本計画の目的を踏まえて、指標を「計画対象地域の農用地等の保全・活用率」とし、保全活用率100%の実現を目標値とする。

なお、個別の施策にかかる事業の目標は別途定めるものとする。

(3) 施策及び事業の展開

計画対象地域にかかる地区共通の活用方針及び地区別方針に沿い、かつ、各地区の営農状況や地域の資源の状況を踏まえ、下記の施策・事業群を展開していく。

なお、この施策・事業群は、農業者の状況や地域課題の変化に応じ、随時各地区農業者との協議を行い、必要に応じて新しい施策・事業群を組み込んでいくこととする。

また、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を市が定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積化等を進めていく。

1) 施策の体系

【施策1】地区農業、農家への支援

- 営農継続に不可欠な基盤対策を推進する
- 農地の保全及び地域農業の維持のため、農業経営を支援する継続に不可欠な基盤対策を推進する

【施策2】活用困難な農地の受け皿対策

- 多様な担い手の確保により農地を活用・保全する

【施策3】市民の理解の増進、協働

- 市民による農地活用により、農地を保全する
- 農を通じた地域交流を促進する

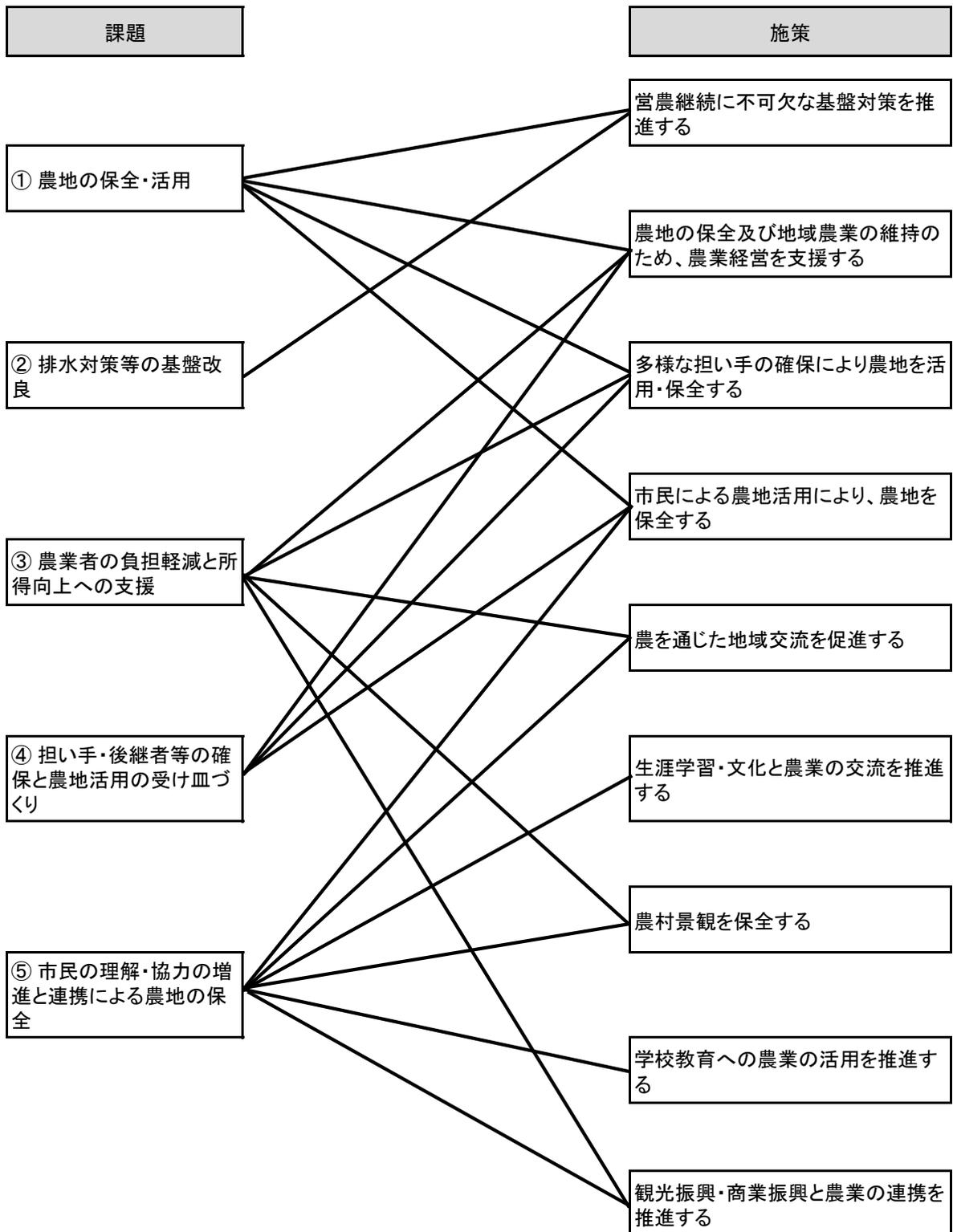
【施策4】農村景観対策

- 農村景観を保全する

【施策5】他分野との連携

- 学校教育への農業の活用を推進する
- 観光振興・商業振興と農業の連携を推進する

【課題と施策の関係】



(4) 主要事業内容の実施地区及び事業推進スケジュール

施策	主要事業	事業内容	実施地区			年度				
			根戸新田地区	我孫子新田地区 高野山新田・	岡発戸新田地区	5年度		6年度以降		
						実施事業	検討事業	実施事業	検討事業	
地区農業、 農家への支援	営農継続に不可欠な基盤対策を推進する	排水対策の実施	○	○	○		○	○		
		用水支援の実施	○	○			○	○		
		排水・用水の維持管理対策の実施	○	○	○		○	○		
	農地の保全及び地域農業の維持のため、農業経営を支援する	営農水田の保全	○	○	○	○	○	○		
		付加価値米栽培事業	○	○	○	○			○	
		果樹栽培推進事業	○			○			○	
		直接支払的支援	○	○	○		○	○		
	活用困難な農地の受け皿対策	多様な担い手の確保により農地を活用・保全する	多様な担い手の育成・確保・活用	○	○	○	○	○	○	○
			地域計画の策定	○	○	○	○	○	○	
農地中間管理事業			○	○	○	○	○	○	○	

施策	主要事業	事業内容	実施地区			年度				
			根戸新田地区	我孫子新田地区 高野山新田・	岡発戸新田地区	5年度		6年度以降		
						実施事業	検討事業	実施事業	検討事業	
市民の理解の増進、協働	市民による農地活用により、農地を保全する	援農ボランティアの活用	○	○	○	○		○		
		体験農園の維持・整備	○	○	○	○		○		
		市民活動団体との連携	○	○	○	○	○	○	○	
	農を通じた地域交流を促進する	市民と農家の交流拠点の形成		○		○		○		
		交流促進事業の実施		○		○		○		
	生涯学習・文化と農業の交流を推進する	体験農園、援農ボランティアなどの推進	生涯学習のフィールドとしての農地提供（たとえば体験農園、援農ボランティアなどの推進）	○	○	○	○	○	○	
農村景観対策	農村景観を保全する	営農水田の保全【再掲】	○	○	○	○	○	○		
		景観作物の栽培	景観作物栽培支援（なのはな、ヒマワリ、レンゲ、花ハス、ネモフィラなど）	○	○	○	○		○	
			水生植物園の管理		○		○		○	
			高野山新田の市民農園跡地の管理		○		○		○	

施策	主要事業	事業内容	実施地区			年度			
			根戸新田地区	我孫子新田地区 高野山新田・	岡発戸新田地区	5年度		6年度以降	
						実施事業	検討事業	実施事業	検討事業
他分野との連携	学校教育への農業の活用を推進する	体験学習の推進	○	○	○	○	○	○	○
		食育の推進	○	○	○	○	○	○	○
	観光振興・商業振興と農業の連携を推進する	農産物の市内流通・販売の仕組みづくり	○	○	○	○	○	○	○
その他	営農支援制度	全市的な取り組みと合わせ営農支援の仕組みを整備する（機械更新支援、施設化支援など）	○	○	○	○	○	○	○

(5) 計画推進の考え方

計画の実現に向けては、市、農業者・地権者、市民がお互いの役割を理解しつつ、協力・連携して事業を進めるものとする。

1) 全市的な取り組み

計画対象地域は、市の総合計画の中でも、重要な豊かな自然環境の保全と共生をしていく地域とされており、農家が営農だけでこの環境を維持していくことが困難になってきている現状を踏まえ、農業者や地権者のみにこの地域の保全・活用を任せるのではなく、市及び市民が、積極的にこの地域の保全・活用に関わることにより、幅広い施策の展開を図っていくことが必要である。

2) 農業者等の主体的な取り組み

計画対象地域の農地は、市の財産といえる良好な自然環境を形成してきたが、それは、農業者や地権者の努力によるところが大きい。そのような、現状を理解し、今後の事業の推進に当たっても、十分、農業者や地権者との調整を図りながら事業を進めていく必要がある。

計画の推進にあたっては、農業者や地権者の主体的な農地活用の取り組みを優先する中で、市や市民はその取り組みを支援していくことが必要である。

そのうえで、農業者や地権者が農地活用を継続できない場合には、その受け皿となる仕組みを用意する。

3) 市民との協働

当然のことながら、市民の関わりが大きくなればなるほど、効果的な保全策がとれることにつながるため、市民参加の輪を広げていくことが大切である。

市民が参加しやすい仕組みを、市と市民が協働して作っていくことが必要である。

(6) 進捗の管理と評価

本計画にかかる施策及び事業は、管理及び評価を行う。

第2次我孫子市手賀沼沿い農地活用計画

発 行 我孫子市

編 集 我孫子市 環境経済部 農政課

発行日 令和5年3月
